

山陽小野田市

犯罪被害者等支援条例を制定しました

【令和6年4月1日施行】

誰もが、予期せず犯罪に巻き込まれる可能性がある中で、その被害者や家族・遺族は、直接的な被害にとどまらず、誹謗中傷等による二次的被害に苦しめられることも少なくありません。

本条例は、市民等が安全に、かつ、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市の責務等を明らかにし、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を目指した施策を総合的に推進しようとするものです。

犯罪被害にあわれた方が、平穏な生活を取り戻すことができるよう、みなさん一人ひとりが犯罪被害者やそのご家族の置かれている状況や支援について理解を深め、二次的被害が生じないよう配慮することが大切です。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

理念

- 犯罪被害者等の尊厳と権利が尊重されること
- 犯罪被害者等が置かれている状況・事情に応じて適切に支援すること
- 必要な支援が途切れることなく提供されること
- 関係機関等が相互に連携し、協力して推進すること

責務

市の責務

- 犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、実施する

市民等の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性を理解し、二次的被害が生じないように配慮する
- 犯罪被害者等支援に関する施策に協力する

事業者の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性を理解し、労働環境の整備や二次的被害が生じないように配慮する
- 犯罪被害者等支援に関する施策に協力する

学校等の責務

- 在学する犯罪被害者等の置かれている状況を踏まえ、家庭・関係機関等と連携・協力し、発達段階に応じた適切な支援を行う。他の在学生が受ける影響についても配慮する
- 犯罪被害者等支援に関する施策に協力する

総合的対応窓口・問合せ



山陽小野田市市民部生活安全課

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

TEL: 0836-82-1133 FAX: 0836-83-2604

Email: seikatsu@city.sanyo-onoda.lg.jp

犯罪被害にあわれた方へ 一人で悩まずご相談ください。

山陽小野田市では、支援を総合的に行うための窓口を設置し、必要な情報の提供、助言を行うとともに、犯罪被害者等が直面している様々な問題に対して相談に応じ、関係機関・団体と連携して支援します。

また、一定の要件に該当する犯罪被害者またはご遺族に見舞金を支給します。(遺族見舞金30万円、重傷病見舞金10万円、性犯罪被害見舞金10万円。)詳しくは生活安全課へお問い合わせください。

相談種別	相談窓口(電話番号)
犯罪被害者等支援に関する相談・情報提供	山陽小野田市生活安全課 犯罪被害者等支援総合的対応窓口 0836-82-1133 月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
犯罪被害や付き添い等支援に関する相談	(公社)山口被害者支援センター 083-974-5115 月～金 10:00～16:00(祝日・年末年始を除く)
犯罪被害に関する相談	山口県警察 警察総合相談電話 #9110 083-923-9110 24時間年中無休
	山陽小野田警察署 0836-84-0110 24時間年中無休
弁護士の紹介、弁護士費用の援助など情報提供	法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル 0120-079714 (平日)9:00～21:00(土曜)9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)
法制度、法律相談の情報提供	法テラス山口 0570-078353 月～金 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
転居費用の助成や支援に関する情報提供	山口県県民生活課 犯罪被害者等支援総合的対応窓口 083-933-2619 月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
女性の犯罪被害などに関する相談	山口県警察人身安全対策課 女性犯罪被害相談電話 レディース・サポート110 性犯罪被害相談電話 #8103 0120-378-387 083-932-7830 24時間年中無休
少年の犯罪被害などに関する相談	山口県警察少年課 ヤングテレホン・やまぐち 0120-49-5150 083-925-5150 24時間年中無休
性暴力被害に関する相談	やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお #8891 083-902-0889 24時間年中無休
児童虐待など子どもに関する相談	宇部児童相談所 0836-39-7514 189(全国共通ダイヤル) 月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く) (開庁時間外は中央児童相談所へ転送) 年中24時間対応
暴力団関係	(公財)山口県暴力追放運動推進センター 083-923-8930 月～金 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く) (その他は留守番電話で対応)
配偶者等からの暴力に関する相談	山陽小野田市 市民活動推進課 人権・男女共同参画室 0836-82-1137 月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)